

告示

○総務省告示第二百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、多野郡吉井町を廃し、その区域を高崎市に編入する旨、群馬県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十一年六月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十一年四月十六日
総務大臣 鳩山 邦夫

○総務省告示第二百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、西春日井郡春日町を廃し、その区域を清須市に編入する旨、愛知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十一年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十一年四月十六日
総務大臣 鳩山 邦夫

○総務省告示第二百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、前原市、糸島郡及び同郡志摩町を廃し、その区域をもつてを設置する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十一年一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十一年四月十六日
総務大臣 鳩山 邦夫

○総務省告示第二百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入する旨、宮崎県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。
平成二十一年四月十六日
総務大臣 鳩山 邦夫

○法務省告示第六十号

福島市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。
平成二十一年四月十六日
法務大臣 森 英介

○法務省告示第六十一号

福島市飯坂町茂庭字分振一番地 山田マサヨ
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七條の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国コロンビア特別区を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成二十一年四月十六日
法務大臣 森 英介

○法務省告示第六十二号

氏名 ロバート・ジョエル・ホリングスヘッド
生年月日 千九百一十三年十月三十一日
国籍 アメリカ合衆国
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六條第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。
平成二十一年四月十六日
法務大臣 森 英介

○法務省告示第六十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七條の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国オハイオ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成二十一年四月十六日
法務大臣 森 英介

○法務省告示第六十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十一年四月十六日
法務大臣 森 英介

○総務省告示第二百七十号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入する旨、宮崎県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。
平成二十一年四月十六日
総務大臣 鳩山 邦夫

- 住所 福島県田村郡小野町大字谷津字字永塚48番地 欧陽士紅 昭和43年10月20日生
- 住所 福島県山形市神町13番19号 李宏博 平成5年11月18日生
- 住所 福島県山形市神町13番19号 原長雄 昭和36年7月19日生
- 住所 栃木県河内郡上三川町大字西藤沼693番地 1 白木 昭和62年12月9日生

- 住所 大阪府生野区田島1丁目12番20号 住野 昭和29年1月29日生
- 住所 安業洋子 昭和37年3月16日生
- 住所 丁寅太郎 平成元年8月8日生
- 住所 千葉県松戸市八ヶ崎7丁目33番地8 24日生
- 住所 千葉県船橋市大六北4丁目5番21号 12日生
- 住所 千葉県市川市南堀1丁目12番1号 クロリフ・メルカド・ヨコヤマ 昭和41年6月

- 住所 山形県最上郡舟形町舟形828番地10 徐紅斌 昭和41年10月18日生
- 住所 山形市城北町1丁目1番6号 劉万達 平成8年8月7日生
- 住所 長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬2046番地 1 劉昕悦 昭和52年12月29日生
- 住所 千葉県市川市南堀1丁目12番1号 劉順輝 昭和37年9月14日生
- 住所 高偉 昭和37年10月3日生
- 住所 劉顯琛 平成5年5月28日生